**居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出に伴う**

**介護保険被保険者証の取り扱いについて**

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出に伴う介護保険被保険者証の交付は郵送により本人または本人家族への交付が原則ではありますが、利用者の適切なサービス受給に資することを目的とし、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の裏面に委任状を設け、介護保険被保険者証の受領について委任を認めることとします。

**◎手続きの流れと注意点について**

**①**本人から居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書において、介護保険被保険者証の受

領の委任を受け、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する。

※注意点

１　委任は**担当の介護支援専門員のみ**受けることができます。

　２　本人の介護保険関係書類に関して送付先の設定がされている場合、**送付先に設定**

**されている方の同意も必要となります。**

　　３　成年後見人等がおられる場合は、**本人ではなく当該成年後見人等に委任を受けて**

**ください。**

**②届出書提出の翌開庁日の午後1時以降**に委任を受けた介護支援専門員が五條市役所介護

　福祉課の窓口で介護保険被保険者証を受領する。

　※注意点

　　１　受領には、委任を受けた介護支援専門員の**介護支援専門員証と認め印が必要で**

**す。**

　　２　介護支援専門員証が更新中の場合は、更新の研修についての修了証、または介護

支援専門員証の写しをご持参ください。

　　３　**委任を受けた介護支援専門員でなければ受領できません。**

上記の①②の注意点を満たせない場合、または五條市が当該委任を不適切と判断した場合は、本人または本人家族への郵送にて交付します。

委任を認めるのは**要介護認定者**の居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出に伴う交付のみとし、**要支援認定者**の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出に伴っての交付は対象外とします。